

会 議 録

1 会議名

令和6年度 第3回上越市環境政策審議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 上越市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・食品ロス削減・生活排水・災害廃棄物）（案）について（公開）
- (2) 上越市第4次環境基本計画の取組状況等について（公開）

3 開催日時

令和6年11月1日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

4 開催場所

上越市役所 木田第一庁舎 401 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者 氏名（敬称略）

委員：横田 清士、山縣 耕太郎、村山 齊、山口 武志、二宮 和義、
木嶋 常一、市川 裕光、大堀 みき、岩井 文弘、
竹内 敬三、鳴海 榮子、青木 ユキ子

事務局：中澤環境部長

環境政策課：山田課長、平野参事、渡邊副課長

生活環境課：田村課長、柄澤参事、滝澤副課長、久野副課長、
山本副課長、荒川副課長、吉田係長、大堀主任、
山崎主任、関口会計年度任用職員

関係課：生活排水対策課 笠松課長、小山係長

8 発言の内容

(事務局)

ただ今から令和6年度第3回上越市環境政策審議会を開会する。はじめに、環境部長の中澤がご挨拶を申し上げます。

(中澤環境部長)

～挨拶～

(事務局)

次に、委員の出席状況を報告させていただく。委員18名のうち、12名の出席である。上越市環境政策審議会規則第3条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があるため、会議が成立していることを報告する。なお本日、議題に関係する生活排水対策課も出席する。

議長は、上越市環境政策審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務める。山縣会長お願い申し上げます。

(山縣会長)

～挨拶～

議題

上越市一般廃棄物処理基本計画(ごみ・食品ロス削減・生活排水・災害廃棄物)
(案) について

(事務局)

第1部 計画概要について説明

(山縣会長)

質問、意見はないか。

(委員一同)

意見なし

(事務局)

第2部 ごみ処理基本計画について説明

(山縣会長)

質問、意見はないか。

(岩井委員)

ごみの不法投棄は依然としてあるかと思う。不法投棄についてどのように対応していくのか。

(事務局)

21 ページに記載している不法投棄対策として、当課の生活環境作業員によるパトロールのほか、市のアプリで不法投棄を通報できるシステムがある。また、不法投棄が非常に多い金谷地区の林道難波線では毎年春先に地元地域の方や民間事業者の協力を得て、当市と共同で回収作業を行っている。その他、広報やイベントなどを通じた啓発活動を実施していく。次期計画についても同じように取り組んでいく。

(岩井委員)

全体の量としては減少傾向なのか、増加傾向なのか。

(事務局)

減少傾向である。令和3年度が約22トン、令和4年度が約18トン、令和5年度が約17トンと、3年間で約5トン減少している。

(山縣会長)

不法投棄に関して、目標設定は考えていないのか。

(事務局)

現在のところ、考えていないところである。

(山縣会長)

28 ページの表 2-4、最終処分量の実績値、令和元年が0になっていて、令和5年が4,515トンであるが、25 ページの図 2-6 を見ると令和元年は0ではないように見え、令和5年も4,515トンではないように思う。

(事務局)

調べてから回答する。

(山縣会長)

最終処分量が増加している理由を教えてください。

(事務局)

平成 29 年度に大きく減少しているのは、燃やせないごみの破碎残さをそれまで埋め立てしていたものを、クリーンセンターで焼却し減量化したためである。令和 4 年度は燃やせるごみの焼却灰を委託事業所にて資源化している。4 年度途中に委託事業所（工場）が故障し、令和 5 年度に事業停止したため資源化できず、適正処理のために埋め立て処分となり増加している。

(事務局)

第 3 部 食品ロス削減推進計画について説明

(山縣会長)

問題を認知して複数の取組を実践する市民の割合が、現時点で 90 パーセントを超えている。上越市は全国に比べて意識が高いという結果の現れと考えられるが、一つの取組のみではカウントしないということか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(山縣会長)

全国でも同じような質問をし、複数の取組をしている方のみをカウントしているのか。

(事務局)

市民の意識割合を目標設定している自治体は多くあるが、複数の取組をしている方をカウントする例はあまりないと考えている。

(山縣会長)

複数にしてハードルを上げ、さらに高く目標設定してさすがだと思う。

(事務局)

第 4 部 生活排水処理基本計画について説明

(山縣会長)

データを見ても、着実に進んでいる。この傾向を継続するようにしてほしい。

(事務局)

第5部 災害廃棄物処理計画について説明

(横田委員)

アスベスト含有建材について。144ページの表5-33の上から3段目、処理処分方法に「回収した廃アスベスト及びアスベスト含有廃棄物」と書いてあるが、誰が回収したのか責任の所在が不明確である。日頃から建物所有者がアスベストを使用しているのか確認しておくなど、上越市が推奨や補助等を検討してはどうか。

(事務局)

当市の仮置場に運び込まれたものについては、新潟県環境保全事業団が運営しているエコパーク出雲崎の職員にきていただき、保管方法や内容物についての確認と指導をしていただいた。アスベストを含んでいるかどうかわからない建材の場合、「みなし」で出すこととなる。当市職員が建材を見てもアスベスト含有か否か不明確であるため、環境科学センターや専門職の方に見てもらわないと分からない状況である。アスベスト含有建材とみなし建材、土壁等の建材、の2つに分けて処分をしていく。補助については検討させていただく。

(横田委員)

この表の表記の仕方は所有者が回収した、という扱いだと思う。そこをすり抜けてしまう場合に対して少しでも軽減していく手立てはないのか。

(事務局)

手立てについては即答できる状況にないので時間をいただき検討させていただきたい。

(市川委員)

95ページに、表5-3対象とする廃棄物、の一番下にし尿とあるが、浄化槽汚泥は災害廃棄物の対象にならないのか。補足すると、139ページの収集運搬計画の括弧2の最後の方に「し尿」と「浄化槽汚泥」という2つの単語が出てくるので、浄化槽汚泥はどのような扱いになっているのかと感じた。

(事務局)

95 ページに書いてあるくみ取りし尿は、合併浄化槽などの汚泥と同等と認識頂ければと思う。災害廃棄物対策指針に基づいてこの表はできているので、書き方については検討させていただきたい。

(岩井委員)

クリーンセンターの処理能力を簡単に説明いただきたい。先日、家庭ごみを持ってクリーンセンターに行ったところ、20 台ほど並んでいて順番待ちをした。クリーンセンターは1 か所しかないとしたら、吉川、安塚、柿崎、中郷など郊外の方はごみ処理をどのようにしているのか。

また、今後、市内にクリーンセンターを建設する計画はあるか。

(事務局)

クリーンセンターについては、炉が2 つあり、1 炉あたり 85 トン、2 炉合わせて1 日で 170 トンの焼却能力、処理能力を持っており、通常 365 日稼働している。(但し定期補修等を除く。)

災害廃棄物とクリーンセンターの関係は、災害廃棄物が発生したときに、燃やせるごみはクリーンセンターで焼却するが、コンクリートがらや瓦、金属などは民間の事業所に運ばれ処理される。一時的にクリーンセンターに仮置場が設置されているが、燃やせるごみ以外は民間の事業所にお願いをしている。また、木質系の外壁については破碎処理をした後に資源化処理をする事業者で運んでいる。

災害ごみだと例えば食器棚は、ガラスや金属などを外し、クリーンセンターで焼却する場合もある。市の焼却として考えると量的に多いものではないと思われる。

市内で他にクリーンセンター建設という話については、現行のクリーンセンターが稼働する前、旧第1 と、旧第2 の2 つのクリーンセンターがあったが、以前このような審議会で検討をしていただいた結果、1 つの施設にまとめて2 炉で運営していくという方針のもと、今のクリーンセンターを建設している。

中山間地域の方たちも、直接搬入される方については車でお越しいただいている。車が非常に混み合っている件については、時期的に庭木の剪定枝などの持ち込みがあり、お待ちいただきご不便をおかけしている。誘導員をつけて構内で事故が起こらないよう注意しているのでご理解いただきたい。

(山縣会長)

一通り、上越市一般廃棄物処理基本計画についてご審議頂いたが、全体を振り返って意見等はないか。

(大堀委員)

食品ロス削減推進計画について。57 ページに家庭系の食品ロスと事業系の食品ロスというふうにして 2 つに分かれて数字が書かれているが、市内はどのようなになっているのか。事業系とは、スーパーなど小売や外食、病院、学校などを指すのか。

(事務局)

この計画では、家庭から排出された生ごみのみを対象としている。当市では生ごみの分別収集が行われているため、排出量を計量器にかけ数量を把握することが出来ることから、家庭系の生ごみのみとなっている。事業系食品ロスについては国がある一定の計算方法に基づいて推計しているが、上越市は事業系の全体量を把握することが困難であるため、計画の中では事業系食品ロスは除いている。

(大堀委員)

事業系というのは、家庭系以外のもの全て含んで事業系という形か。

(事務局)

事業者が排出する食品残さということで大きく考えていただきたい。

(山縣会長)

目標値を設定していないまでも、事業者には働きかけをするということで、事業系の把握もされているのか。

(事務局)

事業系の量の把握はしていない。事業者に対しても食品ロス削減を求めており、令和 5 年度については食品関係団体、協会に出向き、事業者に対して、やむを得ず出た食品ロスについては再利用、市内にあるバイオマス転換ができる施設を利用いただくよう案内をしている。

(山縣会長)

事業者にも働きかけはしているということか。

(事務局)

その通りである。

一点、補足させていただく。事業系のごみについては県に届け出るという仕組みになっている。市では承知していないが、県では量を承知している状況である。

(山縣会長)

事務局から何かあるか。

(事務局)

先ほど会長からご指摘頂いた、第2部ごみ処理基本計画の28ページの表2-4、前計画の達成状況について説明させていただく。最終処分量が0になっているというご指摘の部分、次回の最終版には3,517トンの数値を記載させていただきたいと思う。26ページの最終処分量についても数値等誤りがあるため、整合を図る関係で併せて訂正させていただきたい。28ページと26ページに若干300トン近い数値の差が生じるのは、最終処分量はあくまで焼却灰ということで把握している。26ページについては、市の側溝土砂の数値が300トン近くあり、その数値が入ったものが26ページの数値となっているので再度精査し訂正させていただく。

(山縣会長)

承知した。その他、事務局から何かあるか。

(事務局)

一般廃棄物処理基本計画については、次回の第4回審議会において答申をいただきたい。今後さらにお気づきのことがあれば、意見をいただきたいと考えている。先般資料をお送りした際に意見書を同封させていただいたのでこちらを使用し11月8日を目途にファックスやメール、郵便でお願いしたい。

次回の審議会に向けて、計画の再点検をする予定である。この過程において、字句、文言の修正をさせていただくことがあるため、ご了承いただきたい。

報告

上越市第4次環境基本計画の取組状況等について

(事務局)

上越市第4次環境基本計画の取組状況について説明

(山縣会長)

意見等はあるか。後から気づいたことがあれば、意見書に書き加えていただければと思う。事務局から他に何かあるか。

(事務局)

今回の日程をお伝えする。11月27日水曜日、午後1時30分からこちらの会場で開催を予定している。委員の皆様におかれましてはご予定頂くようお願い申し上げます。

(山縣会長)

これで審議を終了し、議長の任を解かせていただく。長時間にわたりご協力いただき感謝申し上げます。

(事務局)

本日は長時間にわたりご審議いただき感謝申し上げます。以上をもって令和6年度第3回環境政策審議会を閉会する。

9 問い合わせ先

- (1) 上越市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・食品ロス削減・生活排水・災害廃棄物）（案）について

環境部生活環境課衛生環境係 TEL：025-526-5111（内線4113）

E-mail：seikatsu@city.joetsu.lg.jp

- (2) 上越市第4次環境基本計画の取組状況等について

環境部環境政策課環境政策係 TEL：025-526-5111（内線2343）

E-mail：kankyo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。